

2025 年度 C 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲 法
刑 法
行政法

問題冊子（問題のみで 3 枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配付する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述し、これ以外で記述した場合には無効となります。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 解答用紙を取り違えた場合は、無効となります。ただし、試験時間内に解答用紙の取り違えに気づいた場合は、監督者に申し出てください。なお、試験終了後は、解答用紙の取り違えの申し出には一切応じません。
- 6 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 7 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（憲法）

Yは、A教を信仰する信者でつくる宗教法人である。YはA教の教祖であるBが自ら書いたとされる経典の原本を手に入れたと発表し、これを収めるための経蔵を建立するための費用として、信者から寄付を募った。当時、A教の信者であったXらはそれぞれ500円から200万円を、供養金名義で寄付した。ところが、その後、同じくA教の信者がつくる別の宗教団体Cの代表Dが、「Yが手に入れたとする経典は偽物であり、本物は自分たちが所有している」と発言した。そのため、Xらは、本件寄付行為は要素の錯誤に基づいており無効（平成29年民法改正前）であるとして、Yに対し寄付金の返還を請求する訴訟を提起した。

（設問）

想定されるYの反論及び関連する判例を明らかにしたうえで、あなたの考えを述べなさい。

第2問（刑法）

次の事例における甲の罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

スナックのホステスであった甲は、生活費に窮したため、同スナックの経営者 A から金品を強取しようと企て、自宅にいた長男 B（当時 12 歳 10 か月、中学 1 年生）に対し、「スナックのママのところに行ってお金をとってきて。映画でやっているように、金だ、とか言って、モデルガンを見せなさい。」などと申し向け、覆面をしエアーガンを突き付けて脅迫するなどの方法により A から金品を奪い取ってくるよう指示命令した。B は嫌がっていたが、甲は、「大丈夫。お前は、体も大きいから子供には見えないよ。」などと言って説得し、犯行に使用するためにあらかじめ用意した覆面用のビニール袋、エアーガン等を交付した。これを承諾した B は、上記エアーガン等を携えて一人で同スナックに赴き、上記ビニール袋で覆面をして、甲から指示された方法のとおり A を脅迫したほか、自己の判断により、同スナック出入口のシャッターを下ろしたり、A に「トイレに入れ。殺さないから入れ。」などと申し向けて脅迫し、同スナック内のトイレに閉じ込めたりするなどしてその反抗を抑圧し、A 所有に係る現金約 40 万 1000 円及びショルダーバッグ 1 個等を強取した。甲は、自宅に戻って来た B からそれらを受け取り、現金を生活費等に費消した。

第3問（行政法）

法律によって国民年金の受給資格は日本国籍を有する者に限定されていたにもかかわらず、これを知らなかった区役所の担当者の勧めで、韓国人 X は国民年金に加入し（国民年金被保険者資格取得の届出が受理されていたものとする）、10年以上所定の保険料を納めてきた。ところが、受給時期に至って、国籍要件を欠き受給資格がないことを理由に、社会保険庁長官（当時）が国民年金（老齢年金）の支給を拒否する裁定却下処分をした。

X は裁定却下処分の取消しを請求することができるか検討しなさい。